

亀山市告示第149号

亀山市就労準備支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年7月23日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市就労準備支援事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市就労準備支援事業実施要綱（令和6年亀山市告示第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 就労準備支援事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 及び (2) [略]</p> <p><u>(3) 生活保護法第55条の11第1項に規定する特定被保護者であつて、就労準備支援事業への参加を希望するもの</u></p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 就労準備支援事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 及び (2) [略]</p> <p>[号を加える。]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。